

判決年月日	平成22年 2月 3日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成21年(行ケ)10113号		
<p>発明の名称を「X線異物検査装置」とする特許について、特許請求の範囲の記載における「片持ちフレーム」との文言を「X線異物検査装置本体の支持構造体に支持されているもの」に限定して解釈することはできないとして、同限定を加えて発明の要旨を認定した審決を取り消した事例</p>			

(関連条文) 特許法29条2項, 同法36条2項, 同条5項

1 本件は、原告が、名称を「X線異物検査装置」とする発明に係る被告の特許に対する無効審判の請求について、特許庁が、同請求は成り立たないとした本件審決には、発明の要旨の認定を誤った違法があるなどと主張して、その取消しを求めた事案である。

2 本件審決の理由は、要するに、特許請求の範囲の請求項1に記載された「片持ちフレーム」(本件フレーム)に関し、「X線異物検査装置本体の支持構造体に支持された」ものと理解した上、平成9年6月6日公開の特開平9-145343号公報に記載された発明(引用発明1)及び原出願日前に「SLDX-1500S-WP」(島津メクテム株式会社製造)として公然実施された発明(引用発明2)との対比を行い、その結果として、本件発明は、引用発明1に周知慣用技術を適用することによって当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえず、引用発明2でもなく、引用発明2に基づいて容易に発明をすることができたものであるともいえないから、本件特許を無効とすることはできない、というものである。

3 本判決は、概略以下のとおり判断し、取消事由1(本件発明の要旨認定の誤りの主張)は理由があるから、本件審決は取り消されるべきものであるとした。

(1) 本件審決は、本件発明の要旨について、特許請求の範囲の請求項1の記載に基づいて認定しているところ、同記載中には、X線異物検査装置が備える「片持ちフレーム」自体が具体的にどのように支持されているかについて限定する記載はない。

他方、本件審決が認定した本件発明と引用発明1及び2との相違点によると、本件審決は、本件フレームについて「X線異物検査装置本体の支持構造体に支持されているもの」であるとの特定事項を付加した上で、本件発明の要旨認定を行ったものというほかはない。

(2) 特許請求の範囲の記載によると、本件フレームがX線異物検査装置に設置されるものであること自体は自明であるところ、被告は、特許請求の範囲の記載の解釈として、本件フレームが支持されている「X線異物検査装置の本体の支持構造体」であることまで特定されるように主張するが、同記載から理解することができるのは、上記の限度であって、本件フレームがX線異物検査装置のどこにどのように設置されるものであるかという「片持ちフレーム」自体の支持構造については、何ら記載がない。

また、甲1、2及び16によると、本件特許出願当時において、X線による検査装置の機構を支持するフレームとしては、本件明細書の発明の詳細な説明において従来技術として挙げられているように、キャスター付の4本脚によって支持されて引き出し可能となっているもののほか、一体であっても後壁面の縦方向のレールに上下動可能に片持ち支持されたフレームを採用したものが存在していたことを考慮すると、X線異物検査装置の機構を支持するフレーム自体の支持構造に関して、本件特許出願時において確立した技術常識が存在していたとは認められない。

そうすると、特許請求の範囲の記載に基づいて、本件フレームの支持構造について何らかの限定を加えて解釈することはできない。

(3) 本件明細書の発明の詳細な説明の記載に関し、以下のようにいうことができる。

本件発明における「片持ちフレーム」については、特許請求の範囲の記載における記載のとおり、「一方の端部を自由端とし他方の端部を支持端と」するものであるというほかに、発明の詳細な説明の記載中において、その構造自体が更に一般的に限定されたものであることを前提とする記載はない。

また、発明の実施の態様として記載された部分において、「基部上に垂直に立てた垂直支持部と、該垂直支持部から横方向に延びた水平支持部を備えた構成とすることができ」と記載されるものの、本件発明の「片持ちフレーム」自体の支持構造がこのような構成に限定される趣旨の記載は存在しない。

なお、「基部」については、発明の実施の態様についての概略斜視図及び断面図に従って、その構造を説明する部分において「フレーム10は、最下部の支持部分を構成する基部11と、該基部11上に立てられる垂直支持部12と、該垂直支持部12から水平方向に取り付けられる水平支持部13、15を備える」と説明されているが、この説明が本件発明の「片持ちフレーム」の構成を限定する趣旨のものでないことは明らかである。

本件発明において「片持ちフレーム」が採用されたのは、従来のX線異物検査装置において検査機構を支持する構成が、複数本の支持脚によって支持するものであったため、X線異物検査装置の内部に設けられた機構の補修や部品交換等のメンテナンスが困難であったという課題を解決するためである。

そして、本件発明においては、「片持ちフレーム」の採用によって、X線異物検査装置の側面部分や底面部分に、支持のための脚部材が存在しない構成とすることができるため、支持脚に干渉することなく工具や交換部品をX線異物検査装置内に挿入することができ、メンテナンスを容易に行うことができるという効果を奏するところ、メンテナンスの内容として挙げられているのは、「搬送用のベルトやX線検出器等の補修、清掃、あるいは部品交換等」である。

以上によると、本件発明の「片持ちフレーム」は、少なくとも搬送機構及びラインセンサの下部に工具や交換部品を挿入することのできる空間を作出し、メンテナンスを容易にするために採用された構成であり、本件発明の効果は、「一方の端部を自由端とし他方の

端部を支持端と...する」という「片持ちフレーム」の構造そのものによって導かれ、「片持ちフレーム」自体の支持構造の如何を問わないものであるということが出来る。

そうすると、本件明細書の発明の詳細な説明における記載を検討しても、本件発明に係る特許請求の範囲の記載における「片持ちフレーム」の文言について、それ自体の支持構造に関する何らかの限定を加えて解釈する契機はないといわざるを得ない。

(4) 以上によると、本件フレームが「X線異物検査装置本体の支持構造体に支持されているもの」に限定されることを前提とする本件審決による発明の要旨認定は誤りであるというべきである。